

参 考 資 料

資料1 策定経過

資料2 21世紀あいち福祉ビジョン専門分科会規程

資料3 21世紀あいち福祉ビジョン専門分科会委員名簿

資料1 策定経過

年月日	策定経過
平成 20 年 8 月 6 日	平成 20 年度第 1 回 21 世紀あいち福祉ビジョン専門分科会開催 (自治センター)
10 月 29 日	平成 20 年度第 2 回 21 世紀あいち福祉ビジョン専門分科会開催 (自治センター)
12 月 26 日	平成 20 年度第 3 回 21 世紀あいち福祉ビジョン専門分科会開催 (自治センター)
平成 21 年 1 月 27 日 ~ 2 月 26 日	第 4 期実施計画(素案)に対する県民意見提出制度(パブリック・コメント制度)を実施
3 月 23 日	平成 20 年度第 4 回 21 世紀あいち福祉ビジョン専門分科会開催 (自治センター)
3 月 25 日	平成 20 年度第 1 回愛知県社会福祉審議会開催(KKR ホテル名古屋)
3 月 26 日	21 世紀あいち福祉ビジョン推進本部開催(県庁本庁舎)

資料2 21世紀あいち福祉ビジョン専門分科会規程

(目的)

第1条 21世紀初頭における本県福祉の進むべき方向を明らかにした「21世紀あいち福祉ビジョン」(以下「ビジョン」という。)の目標達成に向けて、フォローアップ及び新たな課題について調査審議するため、愛知県社会福祉審議会規程第3条第2項の規定に基づき、21世紀あいち福祉ビジョン専門分科会(以下「専門分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門分科会は、前項の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) ビジョンの年度毎の推進状況、達成状況
- (2) ビジョンの推進段階における新たな課題
- (3) その他、ビジョンの推進に関して必要な事項

(運営)

第3条 専門分科会長の許可を得て、専門分科会に委員の代理の者が出席し、意見を述べることができる。ただし、議決には参加することができない。

- 2 専門分科会に関する庶務は、健康福祉部医療福祉計画課において処理する。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、専門分科会の運営に関する事項は、専門分科会長が定める。

附 則

この規程は、平成13年5月18日から施行する。

資料3 21世紀あいち福祉ビジョン専門分科会委員名簿

氏 名	役 職 名
今立 茂雄 (前山中 恵子)	日本労働組合総連合会愛知県連合会福祉政策局長
白石 淑江	同朋大学教授
田中 啓夫	愛知県社会福祉協議会地域社会福祉委員会愛知委員会常任委員
西崎 元治 (前土居 友二)	中部経済連合会総務部長
平野 隆之	日本福祉大学教授
福谷 清子	愛知県女性団体連盟会計
柵木 充明	愛知県医師会副会長
宮田 和明	日本福祉大学学長
矢澤 久子	愛知県社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会委員

(注) 五十音順、敬称略 分科会長 副分科会長